

直 教 学 第 688 号
令和 5 年 12 月 26 日

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 様

直方市教育委員会

諮 問 書

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。
- (2) 市立学校の適正な学校規模に関すること。

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会委員名簿

任期： 任命の日から令和6年3月31日まで

氏 名	所 属	選出区分
日高 和美	福岡教育大学	学識経験を有する者
塩田 昌伸	小学校校長会	直方市立小学校の校長
川原 国章	中学校校長会	直方市立中学校の校長
日南川 宣明	直方市保育協会	幼児教育に関して識見を有する者
大和 貴彦	直方市私立幼稚園協会	幼児教育に関して識見を有する者
神谷 潤	北九州教育事務所	教育委員会が必要と認める者

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 開催経過・内容

	開催日	内容
第1回	令和5年12月26日（火）	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 議事 (1) 諮問 (2) 事務局説明 (3) 協議
第2回	令和6年1月31日（水）	議事 (1) 基本指針の範囲の確認 (2) 「直方市の目指す教育」について (3) 「直方市の目指す教育」を実現させるために必要な適正規模について ①「学校規模を検討する際に必要な視点」の確認 ②「直方市における学校規模の分類」
第3回	令和6年2月26日（月）	議事 (1) 答申について (2) 「直方市の目指す学校教育」について (3) 「直方市における学校規模の分類」について (4) 学校規模ごとの課題に対する方策について
第4回	令和6年3月21日（木）	議事 (1) 答申について
	令和6年3月29日（金）	答申

直方市 教育大綱

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

令和2年2月12日 策定

直方市長 大塚進弘

学校の適正規模・適正配置 関係法令（抜粋）**学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）**

第 38 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

※中学校については、第 49 条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第 41 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第 79 条において準用

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第 4 条 法第三条第一項第四号の**適正な規模の条件**は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

学校規模によるメリット・デメリット（例）

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		<ul style="list-style-type: none"> 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 校務分掌を組織的に行いやすい。 出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

※文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の

小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回：H20.12.2）で配布した資料を基に作成